

4月1日
から

高校生の医療費が無料!

平成27年4月1日から、子ども医療費助成制度の対象者を高校生（18歳）まで拡大します。

医療費の無料化とは

医療機関に通院または入院した場合や調剤薬局で薬を受け取った場合など、保険診療の医療費自己負担額を町が助成します。

■助成対象とならないもの

- （健康保険適用外のもの）
- ▽予防接種
- ▽入院時の食事代、差額ベッド代
- ▽第三者行為によるケガ（交通事故など）

対象となる子ども

- 松前町に住所のある0歳から15歳までの子ども
- 18歳までの高校生（扶養されている町外の高校生を含む）

助成内容

■助成対象となるもの

- （健康保険適用のもの）
- ▽入院、通院
- ▽薬（院外処方せん）
- ▽補装具（医師の証明書が必要）

助成方法

■渡島管内の医療機関で受診した場合

「健康保険証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。

なお、「受給者証」を提示せずに受診した場合は、

医療機関で支払いを求められることがあります。（この場合も、領収書を添付して町に請求していただく、後日、支給します。）

■渡島管外の医療機関で受診した場合

医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。後日、保険診療の自己負担分を支給します。

受給者証の有効期限

■子ども医療費受給者証

最大18歳に達する日以降の最初の3月31日まで有効（高校卒業まで）

※高校入学時に更新が必要です。

※町外の高校に通うお子様は、在学確認のため、1年ごとの更新が必要です。

■重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証

1年ごとの更新で、毎年7月31日まで有効。

受給者証の交付

― 拡大対象となる子ども（高校生）は、申請が必要です

対象世帯には、3月上旬までに案内文書と申請書類を送付しますので、いずれかの会場で手続きを行ってください。

万一、案内文書が届かない場合及び当日会場へ来られない方は、役場福祉課へご連絡ください。

■対象世帯

次の子どもがいる世帯

- ▽今年、高校に入学する
- ▽現在、高校1・2年生

※高校生の医療費助成は、4月1日以降の診療分から適用されますので、下記の期間に手続きを行い、受給者証を受け取ってください。

日にち	受付時間	対象地区	会場
3月23日(月)	13:00～16:00	清部～原口	大島支所
3月24日(火)	9:30～11:30	館浜～茂草	小島支所
	13:30～15:30	白神～荒谷	大沢支所
3月25日(水)	9:00～20:00	大沢～建石・全町	松前町役場

子ども医療費助成制度に関するお問い合わせ

福祉課（医療担当） ☎ 42-2275 ⑨ 246